

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、男性社員・女性社員が育児休業を取得する。

#### <対策>

- 平成27年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成27年 4月～ 育児休業の希望者を対象とする職場復帰のための講習会を年 2 回実施

目標2：年次有給休暇の利用促進のため、平成28年5月以降、社員全員一斉有給休暇取得日を年 2 回実施する。

#### <対策>

- 平成28年 3月～ 労働組合と協議の上、日程を決定

目標3：平成23年5月に導入した週 1 回のノー残業デーを推進し、所定外労働の削減に努める。

#### <対策>

- 平成27年 4月～ ノー残業デーの導入効果の検証
- 平成27年 4月～ 管理職に対する啓発、各部署における社員への周知と徹底